

事件番号令和5年(行ウ)第11号、同第16号

認可等処分取消等請求事件

原告 小野春雄 外

被告 国 外

## 意見陳述書

(準備書面(3)の要旨)

2024年10月1日

原告ら代理人 鈴木 雅貴



ほか

福島地方裁判所第一民事部 御中

はじめに

本書では、被告国の本案前の答弁に関する反論を行います。

### 第1 請求の趣旨第2項にかかる訴えにつき補充性の要件を満たすこと

原告らは、請求の趣旨第2項において、令和4年7月22日付けで行われた特定原子力施設に係る実施計画の変更認可を取り消すことを被告国に義務付けることを請求しています。

これに対して、被告国は、この訴えにつき、行政処分の取消訴訟を提起することができるため、補充性の要件を欠くと主張しています。

しかしながら、補充性の要件である「他に適当な方法がないときに限り」とは、個別法において特別な救済手続きが規定されるような場合であると解されています。そして、本件では、個別法において特別な救済ルートが設けられて

いないことから「他に適当な方法がないとき」に該当し、補充性の要件を満たします。

## 第2 請求の趣旨第4項の使用前検査終了証の交付が処分性を有すること

原告らは、請求の趣旨第4項において、令和5年7月7日付けで被告国が被告東京電力に対してした使用前検査終了証の交付の取り消しを請求しています。

これに対して、被告国は、使用前検査終了証の交付について処分性がなく、取消訴訟の対象とはならないと主張しています。

抗告（取消）訴訟の対象となる行政処分とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務その他の法的地位を形成し又は変動することが法律又は条例によって認められているものを言います。

原告らは、法令の解釈を踏まえ、使用前検査終了証の交付がなければ対象設備の使用ができない直接の法的効果が生じることを主張します。

以下、その概要を述べます。

使用前検査終了証の交付に関する根拠規定は、**東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則**（以下「本件規則」という。）第24条です。

使用前検査には実施計画検査受検義務（炉規法64条の3第7項）があるものの、例外的に使用前検査を受けることを要しない場合が規定されています（本件規則第20条2項）。

- ③「**発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合**」(同項3号、下線部は引用者。)

この実施計画検査受検義務の例外を示す条文において、原子力規制委員会が使用前検査は不要であるとの指示に加えて、使用することができるとも指示することを求めているのはなぜでしょうか。その理由は、使用前検査を終了しなければ使用できないことを前提としているからです。

仮に使用前検査を受けなくても使用できるのであれば、**上記③は「原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を要しない旨を指示した場合」**で足りるはずです。

また、本件規則1条において、本件規則が炉規法の一部規定等に基づき制定されたこと等が定められており、本件規則の使用前検査の解釈においても、炉規法の使用前検査の規定が参考にされるべきです。

炉規法の定める使用前検査において、確認を受けた後でなければ、原則として、使用施設等を使用してはならないと定められています（炉規法43条の3の11第3項等）。

法令の解釈を踏まえますと、使用前検査終了証の交付（本件規則24条）がなければ対象設備の使用ができないと解されます。

最後に、処分性を認める必要性があることを述べます。

使用前検査終了証の交付に処分性が認められない場合、その後の措置命令を争う方法も考えられますが、措置命令が出されず争う機会がないということも想定されます。

申請者のみならず、原告らが適時に違法性を争う機会を保障するためにも、使用前検査終了証の交付に処分性が認められるべきです。

以上より、請求の趣旨第4項の使用前検査終了証の交付が処分性を有することは明らかです。

以上